

## 川崎市告示第343号

### 指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年6月2日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の所在地	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社日本教育指導協会	カナガク自立支援学習センター放課後デイ 元住吉駅前	川崎市中原区木月住吉町2-1 ウインドK1階	放課後等デイサービス	令和8年3月1日	1455200863
株式会社ラ・ヴィータ	こぱんはうすさくら 川崎中幸町教室	川崎市幸区中幸町4-17-4 西山ビル1階	放課後等デイサービス	令和8年3月1日	1455100584
ビッケル株式会社	ハッピーテラス溝の口教室	川崎市高津区二子六丁目14番10号 YTTビル3階	児童発達支援	令和8年3月1日	1455300259
株式会社コルテ	児童発達支援&放課後デイサービス ふれお	川崎市麻生区王禅寺東6-7-36	放課後等デイサービス	令和8年3月1日	1455600450